

ご利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（契約書別紙料金表参照）の1割または、2割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 訪問介護料金表 ～基本料金・昼間～ □

時間区分	20分以上 30分未満	30分以上 1時間	1時間以上	1時間30分以上 (30分増すごとに)
身体介護	2,621円 1割 263円 2割 525円	4,151円 1割 416円 2割 831円	6,034円 1割 604円 2割 1207円	856円を追加 1割 86円 2割 172円
時間区分	20分以上 45分未満	45分以上	—	—
生活援助	1,958円 1割 196円 2割 392円	2,407円 1割 241円 2割 482円	—	—
身体生活	身体介護の基本料金に所要時間20分から計算して25分を増すごとに67単位/1割72円 2割144円を追加201単位/1割215円 2割430円を限度とする。			

基本料金に対して

早朝（午前6時～午前8時）	25%増し
夜間（午後6時～午後10時）	
深夜（午後10時～午前6時）	50%増し

(3) 介護予防訪問介護料金表 ～基本料金～ □

介護予防訪問介護費（Ⅰ）	12,497単位	1割	1,250円/月（定額）
		2割	2,500円/月（定額）
[週1回程度のご利用の場合] 要支援1・要支援2の方			
介護予防訪問介護費（Ⅱ）	24,984単位	1割	2,499円/月（定額）
		2割	4,997円/月（定額）
[週2回程度のご利用の場合] 要支援1・要支援2の方			
介護予防訪問介護費（Ⅲ）	39,632単位	1割	3,964円/月（定額）
		2割	7,927円/月（定額）
[週3回程度のご利用の場合] 要支援2の方			

- ※上記の料金表の額は、利用 1 回あたりの介護報酬告示上の単位に、1 単位 10.70 の地域単価を乗じた額の、利用者にご負担いただく 1 割相当の額です。
- ※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ※やむを得ない事情で、かつご利用者の同意を得て 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金（基本料金×2）となります。
- ※ご利用者の具体的な利用料については、契約書別紙に記載している通りです。
- ※新規に訪問介護計画書を作成したご利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回加算として 200 単位／月が加算されます。
- ※ご利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図りケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者、またはその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合、緊急時訪問介護加算として 100 単位／回が加算されます。
- ※生活機能向上連携加算として、自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成した場合に 100 単位／月が加算されます。
（当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から 3 か月間、算定できること。）
- ※介護職員処遇改善加算として、介護報酬単位×加算率(8.6%)を乗じた単位数が算定され、そのうち一割のご負担となります。
- ※利用者負担額については介護保険負担割合証を基に変更になる場合があります。
- ※端数処理の関係上、請求時に 1 円単位の誤差が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合はキャンセル料を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先 ☎0428-23-4038）

ご利用の前日までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の当日にご連絡いただいた場合	当該基本料金の 100%

※ただし、ご利用者の病変、急な入院の場合には、キャンセル料は頂きません。

(5) 交通費

青梅市内にお住まいのご利用者は無料です。

それ以外にお住まいのご利用者はサービス従業者が訪問するための交通費40円/kmの実費を頂きます。また、買物等でヘルパーが車を使用した場合も使用距離に対し、40円/kmの実費を頂きます。

※交通費の支払いについては、事前に文書による説明を行い同意(署名押印)を得ることとします。

(6) 料金の支払い方法

毎月20日までに前月分の請求書を発行を致しますので、当月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払い方法は、現金集金とさせていただきます。

(7) その他

ご利用者の住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者のご負担になります。